

## ■「大阪府版都市OS構想検討事業」に関する質問回答書

NO	資料名・ページ数	質問事項	回答	掲載日
1	公募要領 P3-4 4 応募の手続き (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付 エ 受付期間 オ 提出方法	「オ 提出方法」に、「書類は郵送ならびにメールにて提出をお願いします。」とあり、「エ 受付期間」に、「5月17日（月）まで」とありますが、郵送による提出は、配送遅延など、応募者がコントロールできない要因がございますので、提出期限（5月17日）までの消印有効と考えてよろしいでしょうか。	郵送及びメールのいずれの方法についても、受付期間内必着で提出していただく必要があります。	4月28日
2	公募要領 P4 4 応募の手続き (2) 応募書類	「副本5部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。（表紙及び背表紙含む）」とありますが、副本5部についても応募者以外（アドバイザー企業や協力頂く有識者氏名）は記載して問題ないでしょうか。	応募者以外の情報であっても、応募者が特定される恐れがある情報については、副本へ記入しないでください。	4月28日
3	公募要領 P5 4 応募の手続き (5) その他	「応募書類はモノクロ（白黒）としてください。」とありますが、企画提案書（様式2）も含め「モノクロ（白黒）」とする必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。	4月28日
4	公募要領 P7 7 契約手続きについて(2)	契約書案第13条（契約金額の支払）に、「受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる」とありますが、公募要領に記載の「精算払い」とは具体的にどのような手続きが必要になるのでしょうか。	「精算払い」とは、受託事業者が本事業契約書各条項の規定等に基づき、業務の履行を完了し、大阪府による検査に合格した後、契約金額を請求した場合に支払うものです。	4月28日

## ■「大阪府版都市OS構想検討事業」に関する質問回答書

NO	資料名・ページ数	質問事項	回答	掲載日
5	業務委託仕様書 P2 3.業務内容 (1) 大阪府版都市 OS のあり方と基本的役割の定義 ② 役割の整理	「事例とあわせ整理」とあるが、これは実際の外部の事例という意味か、想定する事例という意味か、ご教示頂きたい。	業務委託仕様書に記載している「事例」とは、国内外における都市OSについての「既存の取組事例」及び「今後実現が想定される事例」を示しています。	4月28日
6	業務委託仕様書 P3 4. 業務遂行にあたり考慮すべき事項(3)	「別途調達を行う「大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査業務」および「大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務」の内容も考慮の上作業を行うこと」とありますが、別案件の情報となるため、大阪府様よりご教示いただける、という認識でよろしいでしょうか。また、連携の仕方（定期的な打合せや資料の共有）などはどのようにお考えでしょうか。	・別途調達を行う「大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査業務」及び「大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務」（以下、「両業務」という。）に関する内容等については、本事業の受託事業者からの要望を踏まえ、両事業の受託事業者と大阪府との協議を経て、機密情報等を除き提示します。 ・両業務の各受託事業者との連携の仕方（定期的な打合せや資料の共有）については、本事業の契約締結後に大阪府と協議の上提示します。	4月28日
7	業務委託仕様書 P3 4. 業務遂行にあたり考慮すべき事項(4)	「具体的な計画の策定に資する主要な協力事業者の候補を提示すること」とありますが、協力事業者は共同事業体の事業者とは異なり、調査事業自体は実施せず、本事業に対する意見や知見を提供頂く、情報提供者という認識でよろしいでしょうか。	協力事業者については、共同企業体の構成員ではなく、本事業に対する意見や知見等の提供者を想定しています。	4月28日
8	業務委託仕様書 P3 5. 提案を求める項目(3)	本公募の受託事業者及びその協力事業者は今後の別調達の入札等への参加制限などは発生しない認識で相違ないでしょうか。	現時点において、本事業の受託事業者及び協力事業者について、大阪府が今後調達する業務等の入札等への参加制限を行うことは想定していません。	4月28日

## ■「大阪府版都市OS構想検討事業」に関する質問回答書

NO	資料名・ページ数	質問事項	回答	掲載日
9	ー	本調査業務を進めるうえで、大阪府庁内及び府庁外の関係者へのヒアリング等の必要が生じた場合、大阪府様にて調整をいただける、という認識でよろしいでしょうか。	受託事業者が本事業に関する調査を行うにあたり、大阪府が必要に応じて庁内外の関係者との調整等に協力する場合があります。詳細については、本事業の契約締結後、大阪府と協議の上決定します。	4月28日